大阪市告示第1509号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立	令和7年11月4日(火)	
東淀川屋内プール	1741 TIN 4 1 (X)	午後4時15分から
トレーニング場	令和7年11月25日(火)	午後 6 時25分まで
スタジオ	豆和 7 年11万 25 日 (八)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)